

## 第4章 指定地の現状と課題

### 1. 保存

#### (1) 現状変更許可について

特別史跡安土城跡はその大半が山地でかつ惣見寺の所有地であり、山麓の平地部分は細かな民有地に分かれており、大規模な土地開発が起こる可能性は低い。実際に申請があがっている現状変更については、安土山北半の山裾部居住区における家屋の増改築や上下水道の整備など、生活施設の改修に関わるものが大半であり、他には史跡そのものを活用しようとする大手周辺の広場におけるイベント等の事業に関するものがみられる。

これら現状変更については現行の保存管理計画に現状変更の取扱いに関する具体的な基準が示されていないため、現状では文化庁協議を経てから申請、許可に至る手続きを取っている。そのため協議・手続きに時間を要し、工事工期等の調整が図れず、住民に負担をかけている現状がある。

#### (2) 県道2号線バイパスの建設について

主要地方道大津能登川長浜線の改良事業として幅員狭小、屈曲等の交通上の問題点を解消するために、新たなバイパス道路の建設が計画されている。北腰越えの東近江市側までが平成30年春に部分開通となった後、近江八幡市側の安土山南面部分の工事に取り掛かることになっている。

このバイパス建設に関する文化庁との協議は、平成7年から行っており、史跡全体の活用計画を明確にすること、追加指定を検討している外堀部分に影響を与えないこと、北腰越えを通過する際の工法については史跡地の掘削を伴わないことなどが指導事項としてあがっている。この指導事項を前提に現在、特別史跡の南側、現県道とJR琵琶湖線との間を通るルート案について道路建設部局と最終協議を行っている。バイパス開通後は、バイパスから安土城跡までの導線、ならびに大型車等が進入、駐車できる新たな場所の確保等のアクセス計画や、安土山南面整備の検討が必要となる。

#### (3) 植生の管理について

安土城跡は、琵琶湖国定公園第1種特別地域・第2種特別地域に指定されている。あわせて、安土山の北半部は土砂流出防備保安林に指定されている。特に谷筋に群集するモウソウチク・マダケの繁茂が著しく、石垣や遺構への影響が懸念される。また大小さまざまな枯損木が増加してきており、台風等の悪天候によって倒壊し、遺構を損傷する恐れがある。通常の維持管理では対応が難しい巨木もあることから、毎木調査を実施するなどして、植生の取り扱い計画を立てた上で、枯損木を撤去することが必要である。

#### (4) 遺構の保全について

現在の安土城跡の保存管理は、土地所有者ならびに管理団体に指定されている滋賀県が行っており、滋賀県は、公開している部分および県有地について、維持管理費用を一部負担している。また、環境整備工事を実施してから10年以上が経過して大手道石段が崩壊し始めていることから、

国庫補助金を得て現在修復事業を実施中である。

#### (5) 景観の保全について

安土山の周辺はかつて内湖だった部分に現在農地が広がっており、安土山を遠望できる景観は維持されている。ただ、南面および西面の農地が、後継者が無くなった場合、草が生える荒廃地となる可能性がある。

現在も安土山周辺に唯一残る内湖である西の湖は、内湖とヨシ原などの自然環境が、ヨシ産業などの生業や内湖と共生する地域住民の生活と結びつき、価値の高い文化的景観を形成しているとして、平成 18 年 1 月に「近江八幡の水郷」として重要文化的景観に選定された。選定範囲は、西の湖の旧近江八幡市域から長命寺川、八幡堀およびその周辺の公有水面・ヨシ地部分で、同年 7 月に近江八幡市円山町と白王町の集落部分が、平成 19 年 7 月にはその周辺の農地・里山が追加選定され、現在重要文化的景観として 354ha が選定されている。安土町との合併後は、西の湖の旧安土町域に選定範囲を広げることが検討されている。

その一方で、西の湖においては、ヨシ製品の作り手が減少してきたこと、ヨシ刈りの人員不足によるヨシ地の荒廃が生じてきている。

また、南面にバイパスが開通した時、商業施設が建ち並ぶ可能性がある。

## 2. 整備

安土城跡の史跡としての整備は、昭和 4 年の大手道口、百々橋口、裏門口の 3ヶ所に台石付の標石等の設置から始まった。昭和 15・16 年には、安土城の中枢部に初めて調査のメスが入れられ、地中深く埋もれていた天主跡および伝本丸跡の礎石群がほぼ完全な姿で検出され、崩れた石垣の部分的な修復後、埋め戻さずに現物展示がされている。その後、昭和 35～50 年には、石垣修理を主体とした主郭部の整備が行われた。

平成元年度から 20 年計画で、安土城跡の実態解明とその成果に基づく城跡の環境整備を目的とした特別史跡安土城跡調査整備事業が開始された。

特別史跡安土城跡調査整備事業によって大手から主郭にいたる主要路沿いの整備が実施されたが、経年変化で整備済みの石段が劣化しており、その修覆が喫緊の課題となっており、現在応急的な修覆工事を実施している。しかし、劣化の根本的な要因を取り除くにあたっては抜本的な再整備が必要となるところであり、将来的には根本要因の調査、修理計画の策定を経て再整備を実施する必要がある。

また、この調査整備事業の中で、整備を目的として旧安土町が大手南面地区の公有化を進めてきたが、県道 2 号線バイパス工事の完了後すみやかに整備に着手する必要がある。

このほか、摠見寺跡の石垣のハラミや石段の崩れがみられ、将来的に崩壊の恐れがある。また、巨大な枯損木が見られ、これらが台風等の大雨、強風で倒壊することにより遺構を損傷する危険があるため、既整備個所の修覆以外にも、石垣の修覆や枯損木の伐採を計画的に進めていく必要がある。

### 3. 活用

#### (1) 史跡地の公開

計画地の大半は宗教法人摠見寺をはじめとする民有地であり、生活上・宗教活動上の配慮から一般に公開されているのは主要な遺構が集中する安土山南面の一部である。公開エリアは大手口から大手道、伝黒金門跡を経て伝本丸跡・天主跡へといたり、摠見寺跡、百々橋口道を経て伝羽柴秀吉邸下段部にいたるルートである。そのルート沿いでは伝羽柴秀吉邸跡、伝前田利家邸跡虎口、伝武井夕庵邸跡虎口、伝二の丸跡、伝本丸跡、天主跡、摠見寺跡が一般に公開されている。

#### (2) 観光客数の現状

近江八幡市観光物産協会の集計によると、安土城跡を訪れる観光客数は平成23年が約10万人と他の年よりも多い他は、年間6万人から7万5千人となっている。平成23年は、NHK大河ドラマ「江」による効果が大きいのと思われる。

また、月別では、4月、5月、8月、10月等が多く、暑い季節の6月、7月と寒い季節の12月、1月、2月は極端に少なくなるが、それでも月3千人以上は来訪している。

観光客のうち、安土城跡・城郭資料館・信長の館・安土城考古博物館すべてを訪ねる人は少ない。また交通手段としては、マイカーが圧倒的に多く、JR安土駅から徒歩あるいは貸し自転車で行く人は少ない。

#### (3) 安土城跡を活用した行事等の現状

安土城跡を活用した恒例行事としては、ゴールデンウィーク中の「安土山臨時観光案内・お堀めぐり」、6月の「あづち信長まつり」、8月の「信長・夏の夜の夢」「ふれあいハイキング」等がある。

##### ①安土城お堀めぐり

安土城跡外堀並びに安土川は農業用水路として利用されており、普段はびわ湖・西の湖の水位と同じレベルで非常に浅い状態だが、田植えの時期に合わせて、西の湖より水をポンプで送り込み2箇所の水門により必要な水位を確保している。

和舟運行も水門が閉まり水位があがるこの春の時期に合わせて春の観光キャンペーンとして行われている。豊かな自然や歴史の風景が残る安土城外堀を、情緒あふれる手漕ぎ和船でゆったりと巡りながら、左右に見上げる「日本の100名城」に選定された安土城と観音寺城に思いをはせ、歴史ロマンを味わってもらおう、安土城跡前から百々橋まで約600メートル、往復40分の船旅である。期間中の利用者は平均500人。運行日は、4月21日～5月6日の土日祝日。運行時間は午前10時から午後3時半まで。船頭はボランティアで、登録船頭の総数は30名、期間をとおして「地域のまちづくり」の実践版として活躍している。



## ②あづち信長まつり

安土町商工会が中心となって実行委員会を組織し実施しているイベントである。昭和 58 年から始まり、平成 26 年で 30 回を数える。織田信長の命日 6 月 2 日にちなみ、毎年 6 月の第一日曜日に行われる。一番の見所は安土城下をめぐる総勢 500 人以上の武者行列。信長公をはじめとした武将、姫君、天正少年使節や宣教師などの衣装を身にまとい安土城下をねり歩く姿は、当時を想像させる。また地元の特産物を販売する「あづち楽市」やお堀巡りなどのイベントも盛りだくさんで、信長時代の活気づいた安土を思い起こさせる。



しかし、実施にあたっての課題も多く、従来形では継続が困難であるとして、あづち信長まつりを実施するための新しい仕組みづくりが現在模索されている。

## ③信長・夏の夜の夢

平成 25 年から新たに始められたイベントで、お盆前の 8 月 11 日前後に近江八幡市観光物産協会が主催となって実施される。地域の住人を中心に 150 人ほどが参加し、安土城址の大手道をライトアップする催しである。信長が孟蘭盆会の夜、ヴァリニャーノ神父がイタリアに帰国する際に、安土城で催したとされる篝火でのおもてなしの心を再現しようとするもので、点灯は 20:00 から 20 分程度。平成 26 年は、「西の湖夕日コンサート」「あづち信長出陣太鼓」が点灯前に共演された。



## ④ふれあいハイキング

平成 20 年、「JR 駅からはじまるハイキング」厳選 50 コース人気ランキングで「安土コース」がランキング 1 位に選ばれた。その後も JR 東海・JR 西日本主催の「JR ふれあいハイキング」が毎年春・秋に開催されている。



## ⑤安土城址摠見寺コンサート「秋月吟壽」

平成 27 年から摠見寺と安土山保勝会が近江八幡観光物産協会の協力を得て実施するイベントである。安土城跡伝羽柴秀吉邸跡に仮設の舞台を設置し、夜間に筑前琵琶の演奏や仕舞を催すもので、信長ゆかりの演目を取り上げ、安土城の顕彰につなげようというものである。

### (4) 活用をめぐる課題

現在、安土城跡では様々な形で活用が行われており、今後も継続・拡大の方向にある。無制限な活用の拡大は史跡の保存に影響を与える恐れがあることから、活用にあたっては方法等を十分に吟味し、保存に影響を及ぼさないようにすることが必要である。また、現在は大手道から主郭

中心部を経て百々橋口道を通り大手道に戻るルートが回遊路として公開されているが、一部来訪者からは公開部分の拡大（八角平等）が要望されている。一方で踏み傷み等で大手道の路面が削られる等、施設の修理が必要となってくる。

#### 4. 運営・体制の整備

安土城跡は近江八幡市と東近江市に分かれており、両市の文化財主管課である近江八幡市文化観光課と東近江市教育委員会歴史文化振興課が文化財行政の窓口となっている。滋賀県は管理団体に指定されており、両市と連携しながら特別史跡の保存管理を担っている。日常的な維持管理については基本的に土地所有者によって行われており、管理団体として滋賀県が維持管理費用を一部負担している。活用の担い手としては安土町商工会、近江八幡観光物産協会、安土ボランティアガイド協会がある。これらを含めた安土町内の官民団体で安土観光関連団体ネットワーク会議を組織して情報交換を行い、各団体間での協働事業を行っている。

課題としては、史跡地が二市に分かれていることから、取扱いの統一性を取る必要がある。県が管理団体であることから、県と両市とで共通の取扱い基準を定めているが、それを明文化するためにも保存管理計画の策定が急務となっていた。また、特別史跡指定から半世紀以上が経過し、土地所有者も代替わりしていることから、史跡地についての認識が希薄となりつつあり、史跡地の保護についての意識を高める必要がある。保存管理計画策定はその一助となるものである。

## 第5章 保存・管理

### 1. 保存・管理の基本方針

特別史跡安土城跡が日本の城郭の歴史上画期的な価値を持つということを踏まえて、保存・管理の基本方針を以下のとおり定める。

- 特別史跡安土城跡の史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存を図る。
- 特別史跡安土城跡を国民共有の財産として永く守っていき、その魅力を広く発信し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、適切に活用する。
- 学術調査を計画的に実施し、史跡の本質的価値を解明するとともに、遺構の遺存状況の把握に努め、破損や修理を要する場合は速やかに保存のための措置を講じる。
- 史跡周辺地域の歴史的遺産の保全、歴史的景観の保全に努める。
- 史跡の価値を踏まえた、現状変更の基準・手続きを明確に示すことにより、関係者の理解を得た円滑な保存管理を図る。

### 2. 特別史跡安土城跡の地区区分

#### (1) 地区区分

構成要素の分布、土地所有分布、土地利用の状況にもとづき、指定地内を以下の4つの地区に区分した。

#### 1) 遺構集中地区

特別史跡安土城跡の本質的価値を構成する諸要素が集中して分布する地区である。大半が宗教法人摠見寺の所有地であり、摠見寺の宗教活動の場となっている。また、大手道周辺・主郭部・百々橋口道周辺が一般に公開されており、また伝黒金門跡にいたる大手道周辺で環境整備工事が実施され、石段の復元や石垣の修復、郭の整備などが行われた。

#### 2) 遺構分散地区

特別史跡安土城跡の本質的価値を構成する諸要素は少なく、自然地形と樹林地が大半を占める地区である。ほとんどが宗教法人摠見寺の所有地であり、一般には公開されていない。

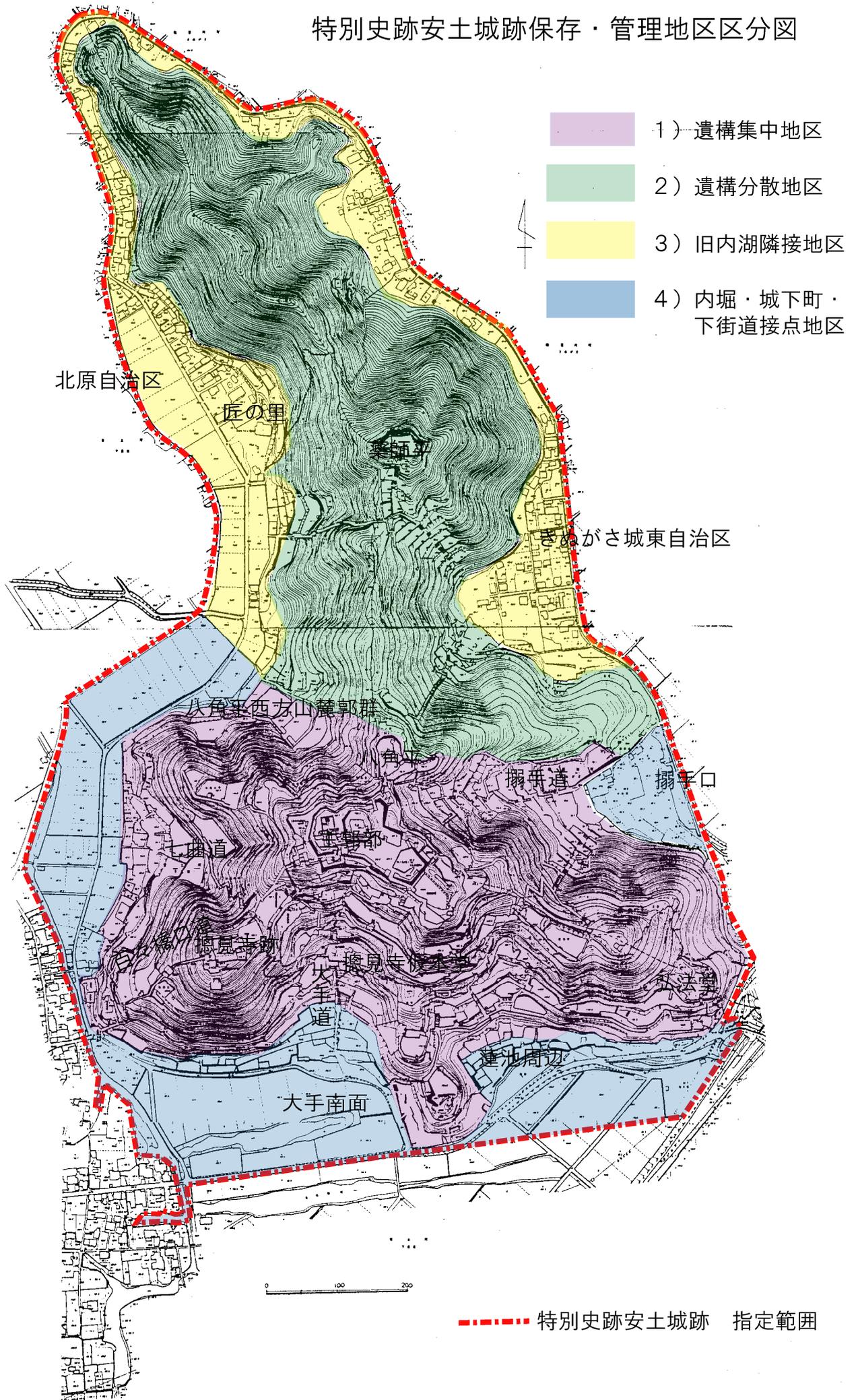
#### 3) 旧内湖隣接地区

かつて内湖に接していた安土山北半部山麓の平地部分である。一部公有地（近江八幡市・東近江市）を含むが大半が民有地で、個人住宅と一部に農地が見られる地区である。特別史跡安土城跡の本質的価値を構成する諸要素は存在せず、過去の現状変更に伴う発掘調査でも遺構はほとんど検出されていない。

#### 4) 内堀・城下町・下街道接点地区

安土山南半部山麓および搦手口の平地部分である。滋賀県・近江八幡市・東近江市の公有地のほか、民有地が分布する地区である。特に、安土城跡南面部分は、城跡の正面入り口として便所やガイダンス施設などの便益施設が設けられているほか、南面公有地を中心

# 特別史跡安土城跡保存・管理地区区分図



に様々なイベントが催されている。

## (2) 地区区分の境界

- ・ 1) 遺構集中地区と 4) 内堀・城下町・下街道接点地区については、摠見寺所有地と民有地・公有地との境界を地区の境界とする。
- ・ 1) 遺構集中地区と 2) 遺構分散地区については、八角平の郭北辺から、東は搦手道周辺郭群の北辺を結ぶライン、西は八角平北西山麓郭群の北辺を結ぶラインを境界とする。
- ・ 2) 遺構分散地区と 3) 旧内湖隣接地区については、摠見寺所有地と民有地・公有地との境界を地区の境界とする。
- ・ 3) 旧内湖隣接地区と 4) 内堀・城下町・下街道接点地区については、旧内湖の湖岸線の痕跡である安土川が史跡地と接する部分から 1) 遺構集中地区と 2) 遺構分散地区の境界となる八角平北西山麓郭群の北辺を結ぶラインを境界とする。

## 3. 保存・管理の方法

### (1) 構成要素毎の保存・管理の基本的な考え方

- 本質的価値を構成する諸要素（安土城そのものを構成する諸要素および廃城後、摠見寺により安土城跡が保存されてきたことに関わる諸要素）
  - ・ 日常的、定期的な点検を行い、現状保存を厳守する。
  - ・ 損傷のおそれのあるものは、その要因の停止もしくは除去を図る。
  - ・ 損傷したものはその復旧を図る。
- その他の諸要素
  - ・ 現状保存を原則とする。
  - ・ 耐用年数を迎えたものについて、改修・更新時点の社会的情勢、要請等で判断する。

### (2) 構成要素毎の保存・管理の方法（表 1・2）

#### ①安土城そのものを構成する諸要素

##### ア) 造成地形・縄張

###### <保存・管理の方針>

維持管理を主体とした保存・管理を行う。

###### <保存・管理の内容>

- ・ 日常的・定期的な点検によって現状が維持されているかを確認する。
- ・ 点検によって、軽微なき損や衰亡が確認された際には、「維持の措置」の範囲で原状に復する。
- ・ 台風・大雨・地震等の災害ならびに土砂流出・石垣崩壊等の破損が見られる際には、修復等適切な措置を講じる。
- ・ 竹林に関しては、広範囲に浸食していくことを防ぐため、定期的に伐採やタケノコの段

階で駆逐するなどの措置を講じる。

#### イ) 城郭を構成する歴史的建造物等

##### <保存・管理の方針>

- ・適切な維持管理を主体として現存建造物を厳正に保存管理する。

##### <保存・管理の内容>

- ・木造建造物は経年的な劣化による修理が必要なことから定期的な点検等を実施し保存状況を確認するとともに、破損や劣化が確認された場合は詳細に把握し修理計画等に反映する。修理計画等に基づき小修理、解体修理等必要な措置を講じる。
- ・放水銃等防火施設の設置を行い、定期点検を行うものとする。
- ・建物に被害を与えるおそれのある樹木等は伐採するなどの措置を講じる。

#### ウ) 城郭遺構～石垣、礎石、石段、堀等

##### <保存・管理の方針>

- ・現存遺構を厳正に保存・管理する。特に公開エリアの破損個所については計画的な復旧を行う。
- ・樹木のうち、遺構の保存に影響を及ぼす恐れのあるもの、入山者等に危害のおよぶものについては、撤去・除伐等を行う。
- ・現状保存を基本とし、各種現状変更等に際して地下遺構に影響を及ぼす行為については事前の確認調査を実施し、遺構の保存を大前提とする。確認された地下遺構の顕在化については、遺構の内容や場に応じて、所有者と協議した上で環境整備等を実施するものとする。
- ・学術調査、整備のための発掘調査等に際しては、専門家の助言のもと、地方公共団体が適正な範囲と方法で行うものとする。

##### <保存・管理の内容>

##### 【石垣】

- ・遺構分散地区の石垣は悉皆調査を行い、石垣の状態を確認する。
- ・公開エリアにあたる石垣は、日常的、定期的な点検に基づき、現状を把握し、破損等の早期発見に努める。破損等を発見した時は、速やかに適切な修理を行う。
- ・公開エリアの石垣で、石垣の破損の原因になる天端や積石面に見られる実生木は、樹木の状態を確認した上で、計画に基づいて早期に除去する。特に天正10年の火災痕でクラックが生じている主郭部の石垣については、定期的な除伐を行う。ただし遺構保護の観点から伐根は行わない。また、石垣面に繁茂する植物は定期的に枝葉の除去を行い、積石が明瞭に視認できるよう維持管理する。
- ・天正10年の火災痕のある石垣については、将来にわたって保存できるよう科学的な手法等も含めて今後検討していくものとする。

- ・非公開エリアにおける石垣は、定期的に孕み等の点検を行う。
- ・災害によるき損等で生じた石垣修理については、適切に修理を行う。

#### 【建物礎石】

- ・雨水による遺構面の流出が著しく、礎石が浮いてくる恐れがあるものは、定期的な土入れ等の補修を行う。
- ・移動や破損のおそれのないものは、移動や損傷が無いか定期的な点検を行う。

#### 【石段】

- ・大手道石段、伝織田信忠邸から黒金門までの石段は環境整備で設置したものであるが、谷を埋めて造られた個所であるため雨水の通り道となっており、大雨のたびに路面の陥没にともなう踏み石の転落が生じる。公開エリアであるため定期的な点検を行い、必要に応じて適切な修理を行い、事故の無いように努める。

#### 【堀】

- ・内堀は、一部葦地となっている部分があるが、大半は耕作地（水田）下に地下遺構として保存されている。近江八幡市有地内では石垣が検出されているが、県道側の状況が不明である。将来、整備を踏まえた検討を行う。
- ・築城時水路として利用されていた安土川は、県土木交通部が管理する一級河川である。現状変更申請により川底を二段にして浚渫工事をしている。両岸が石垣により土留めされているが、築城時のものはほとんど残っていないが、修景として保存することが望ましいと文化庁から指導されている。住居が隣接することから洪水時の安全を第一とする保存・管理を行い、石積み等で崩壊した個所が生じた場合は、土木交通部と協議の上、景観に配慮したものとし、工法は技術基準に基づくものとする。

### ②廃城後、摠見寺により安土城跡が保存されてきたことに関わる諸要素

#### ア) 墓碑等

##### ＜保存・管理の方針＞

- ・適切な保存・管理によって価値の維持、顕在化を図る。

##### ＜保存・管理の内容＞

- ・定期的な点検等を実施し保存状況を確認するとともに、破損や劣化が確認された場合は詳細に把握し、修理計画等に基づき小修理、解体修理等必要な措置を講じる。

#### イ) 建造物等

##### ＜保存・管理の方針＞

- ・現状保存を基本とする。

##### ＜保存・管理の内容＞

- ・定期的な点検等を実施し保存状況を確認するとともに、破損や劣化が確認された場合は

詳細に把握し、修理計画等に基づき小修理、解体修理等必要な措置を講じる。

### ③その他の諸要素

#### ア) 樹林

＜保存・管理の方針＞

- ・遺構の保全のため、除草・伐木等の適切な維持管理を行なうことを基本とする。

＜保存・管理の内容＞

- ・災害ならびに土砂流出等の破損が見られる際には、関係機関と協議の上、修復等適切な措置を講じる。
- ・竹林に関しては、広範囲に浸食していくことを防ぐため、定期的に伐採やタケノコの段階で駆逐するなどの措置を講じる。
- ・日常的な維持管理によって雑木、雑草等を定期的に除伐する。
- ・枯損木は倒壊によって遺構を破壊するおそれがあることから、早期に伐採する。

#### イ) 安土城築城以前の遺跡

＜保存・管理の方針＞

- ・築城以前の遺跡は古墳以外では遺物のみ確認されているだけであるため、現状保存を基本とし、台風・大雨等で立木が倒壊し遺物包含層ないし遺構面が露呈するような事態に限り、関係機関に報告の上、確認調査を行い、記録に残し、遺構の保存を図る。
- ・北半部の居住区にかかる遺跡に関しては、現状変更の際、関係機関と協議の上、立会調査もしくは確認調査を行い、記録保存を図る。

#### ウ) その後の安土山の歴史に関わるもの

＜保存・管理の方針＞

- ・安土山の歴史の一面を継承するものとして今後も継承する。

#### エ) 保存管理または公開活用を目的とした文化財保存活用施設等

＜保存・管理の方針＞

- ・文化財の公開・活用上必要な施設として、その目的を最大限発揮できるような適切な管理を行う。

＜保存・管理の内容＞

- ・文化財説明板等既存施設の適正な維持管理によって現状を維持し、必要に応じて更新・新設を検討する。
- ・ガイダンス施設は適正な維持管理を行い、活用方法についても関係機関と協議する。

オ) 宗教施設

＜保存・管理の方針＞

- ・特別史跡の歴史的景観に配慮した保存・管理を行うよう所有者の協力を求める。

＜保存・管理の内容＞

- ・既存施設の更新に際しては、原則として現在の規模を超えないものとする。
- ・現況の宗教施設がある場所以外に新たな宗教施設を設けることは原則として禁止する。
- ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし、景観への影響がないことを前提にその可否を判断する。

カ) 入植地建造物および関連施設・工作物

＜保存・管理の方針＞

- ・景観に配慮するよう所有者の協力を得る。

＜保存・管理の内容＞

- ・既存施設の更新に際しては、原則として現在の規模を超えないものとする。
- ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし、景観への影響がないことを前提にその可否を判断する。

キ) 農地および農舎等の関連施設・工作物（用排水路・送水管）

＜保存・管理の方針＞

- ・景観に配慮するよう所有者ならびに関係機関の協力を得る。

＜保存・管理の内容＞

- ・農地については農振法に基づき、適切な保存管理を行う。
- ・既存施設の更新に際しては、原則として現在の規模を超えないものとする。
- ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし、景観への影響がないことを前提にその可否を判断する。

ク) その他（上記以外の道路・道路柵・擁壁・水路・電柱・啓発看板等の人工物）

＜保存・管理の方針＞

- ・景観に配慮するよう関係機関の協力を得る。

＜保存・管理の内容＞

- ・既存施設の更新に際しては、原則として現在の規模を超えないものとする。
- ・建築物工作物の新築ならびに新設に際しては、遺構の保存を第一とし、景観への影響がないことを前提にその可否を判断する。

### (3) 地区別保存・管理の方針

#### 1) 遺構集中地区

安土城跡の中核的地区として、現存遺構等本質的価値を構成する諸要素を多く含む地区であることから、これらの厳正な保存を図ることを基本とする。

また、ほとんどが宗教法人摠見寺の所有地で山林として現状維持されていること、琵琶湖国定公園特別地区ならびに景観法等による規制がかけられていることから、維持管理を主体とした保存・管理を継続して行う。

台風・大雨・地震等の災害ならびに経年的なものによる土砂流出等の破損が百々橋口道周辺および東門口周辺で見られる。台風・大雨の時には要注意地点とし、災害時には速やかな対応が取れるよう関係機関と調整するようにする。

#### 2) 遺構分散地区

摠見寺の所有地に含まれ、一般公開はされていない地域であるため、開発行為が発生する可能性は低い地域である。安土城の遺構は希薄であるが、景観を構成する重要な要素として樹林の維持管理は必要である。また、琵琶湖国定公園特別地区ならびに保安林等の指定を受けているエリアであることも含めて、現状の維持管理を主体とした保存・管理を継続して行う。

#### 3) 旧内湖隣接地区

築城当初にあった内湖がほとんど干拓により消滅してしまったため、築城時の景観はすでに失われており、干拓地移植者の住居地ならびに農地とこれら生活に必要な道路・ライフライン施設が伴うところである。農地は農振法等の規制により農転による開発行為が入る可能性は低く、住居地の拡大も無いことから、維持管理を主体とした保存・管理を継承していく。

台風・大雨・地震等の災害ならびに経年的なものによる土砂流出等の破損が両自治区北端および匠の里裏、出雲神社裏で起こっている。いずれも砂防壁で養生しているが、台風・大雨時には、監視を強化するようにし、災害時には速やかな対応が取れるよう関係機関と調整するようにする。

#### 4) 内堀・城下町・下街道接点地区

内堀周辺は、市道安土山線・県道2号線が通る地区で、安土城来訪者の帰着点になっている。県道2号線のバイパス工事が見込まれている所で、南面の整備計画が待たれている所でもある。工事完成後の内堀を含めた下街道環境整備と、指定地外での道の駅を備えた駐車場の設置について、関係機関との協議を計画している。安土城跡の啓発を目的とした各種イベントが行われている地区であり、JR琵琶湖線からの車窓景観もあわせて安土城の玄関口としての保存・管理を行う必要がある。遺構保存を前提としつつ、適切な活用を積極的に行っていく。

搦手口は滋賀県所有地・東近江市所有地が山麓周回路に隣接しており、城内外を結ぶ搦手道の入り口として将来的には安土城来訪者の第2の帰着点として公開が期待されて

いる所である。現状保存を基本として保存管理を行いつつ、将来の整備・公開に向けて土地所有者と協議を続けていく。

蓮池は、大雨になると排水機能が追いつかず、県道が冠水する。バイパス工事に伴い蓮池と弘法堂横の池の保存は検討することとする。

#### 4. 現状変更等の取扱方針および取扱基準

##### (1) 取扱いの原則

安土城跡はわが国を代表する城郭遺跡として特別史跡に指定されている重要遺構が遺存する土地であることから、原則として発掘調査等各種学術調査、特別史跡の保存・管理および整備・活用に関する行為以外は認めないものとする。ただし、史跡地には史跡指定後、国が小中の湖干拓事業の入植者の居住地を設けたことから、これら居住者の生活に関連する既存施設の改修・更新等、地震・土砂災害等に対する安全対策等の行為、生産基盤となっている農地等に伴う関連施設については、財産権等を尊重する文化財保護の精神から、特別史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。また、安土城跡には、宗教法人惣見寺ほか出雲神社・石部神社・会勝寺等の所有地があり、これら寺社が行う各種宗教関連行為についても、特別史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。なお、土地の掘削等を伴う現状変更は、事前の発掘調査等遺構確認調査または近江八幡市総合政策部文化観光課・東近江市教育委員会歴史文化振興課による立会を要することとし、本質的価値である城郭遺構の保存を大前提とする観点から、調査結果によっては計画変更を要する場合や現状変更を認めない場合もある。

##### (2) 許容される現状変更等の範囲と許可基準

特別史跡指定地でなされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最低限の規模に留めるとともに、景観に配慮したものであること。

ア 発掘調査等学術調査のために必要な行為

イ 特別史跡の保存・管理及び整備・活用上必要な行為

文化財の保存施設（郭名石標・解説板等）や防災施設（放水銃・貯水槽）の設置、特別史跡安土城跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧、その他保存・管理及び整備・活用上必要な建築物の新築・増築・除却・色彩の変更、工作物の設置・改修・除却・色彩の変更、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等）

ウ 公共施設の維持上必要な行為

公共施設や防災施設、配水等公共上必要な行為に伴う、建築物の新築・増築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更

記念碑等の新たな施設は、原則受け入れないものとする。ただし、史跡指定地に設置することの必然性があり、規模・意匠・色彩・材料等に景観への配慮がなされている場合は、別途その可否を判断する。

エ 現況の宗教施設等がある民有地（寺社有地）において土地所有者が敷地内で行う宗教活動上必要な行為

宗教活動に伴う建築物の新築・増築・除却・色彩の変更、工作物の設置・改修・除却・色彩の変更、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更  
既存施設の更新に際しては、原則として現況の規模を超えないものとする。  
建築物・工作物の新築・新設に際しては遺構の保存と敷地外からの景観への影響が無いこととする。

オ 民有地における土地所有者がその敷地内で生活するにあたって必要な行為

生活に伴う住居・倉庫・車庫・進入路・上下水道・電柱等、建築物の新築・増築・除却、工作物の設置・改修・除却、木竹の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更  
既存施設の更新に際しては、原則として現況の規模を超えないものとする。  
建築物・工作物の新築・新設に際しては遺構の保存と敷地外からの景観への影響が無いこととする。

(3) 地区別現状変更等の取扱基準（表3）

全地区共通として、発掘調査等学術調査のために必要な行為、および特別史跡の保存・管理および整備・活用上必要な行為については認めるものとする。ただし、特別史跡指定地でなされる必然性があり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模にとどめるとともに、歴史的景観に配慮するものとする。

1) 遺構集中地区

当地区は特別史跡安土城跡の中核的地区として、本質的価値を構成する諸要素が集中し、大半が宗教法人摠見寺の所有地である。現状変更の取扱については、生活上・宗教活動上必要なもの以外については認めないものとする。また一般に公開されているエリアを含む地区でもあることから、安全管理上・特別史跡の保存管理上必要なものについては認めるものとする。

また、摠見寺跡における本堂等の再建にあたっては、遺構の保存を前提とし、発掘調査や「近江名所図会」・「摠見寺境内絵図」などの資料を参考に、特別史跡としての景観に配慮した再建を行うものとする。

2) 遺構分散地区

当地区は非公開エリアであり、また大半が宗教法人摠見寺の所有地である。現状変更の取扱については、宗教活動上必要なもの以外については認めないものとする。また当地区は山地であり、ほとんどが樹林であることから、安全管理上・特別史跡の保存管理

上必要なものについては認めるものとする。

### 3) 旧内湖隣接地区

当地区は一部に公有地を含むが、大半が個人住宅が建ち並ぶ民有地であり、農地と生活に必要なライフライン施設が設けられている地区である。現状変更の取扱いについては、公共施設の維持上、または生活上・宗教活動上必要なもの以外については認めないものとする。また、当地区は山麓部に位置しており、土砂流出等の災害の危険も予想されることから、安全管理上・特別史跡の保存管理上必要なものについては認めるものとする。

### 4) 内堀・城下町・下街道接点地区

当地区は公有地と民有地が広がり、一般に公開されて、イベント等の開催場所となる地区である。現状変更の取扱いについては、公共施設の維持上、または生活上・宗教活動上必要なもの以外については認めないものとする。また当地区は山麓部に位置しており、内堀・蓮池も含まれることから、安全管理上・特別史跡の保存管理上必要なものおよび浚渫にともなう必要最小限の掘削については認めるものとする。

## 5. 指定地の周辺地域の歴史的環境を構成する諸要素の保存・管理

景観行政団体である近江八幡市・東近江市と連携しながら、安土城の歴史的環境の特質である内湖に突き出た城としての景観と、城下町の保全を図るものとする。

### ○城下町遺跡の歴史的環境の保全と現存遺構の保護

- ・安土城下町遺跡は周知の埋蔵文化財包蔵地となっており、土木工事等を行なう場合は、滋賀県教育委員会への届出が必要となるため、事前に近江八幡市総合政策部文化観光課と埋蔵文化財の取扱いについて協議することを義務づけられている。
- ・安土川やセミナリヨ跡等、安土城と関連する遺構は厳正な保存に努める。
- ・街路等の保全を図り、現況の社叢等の維持管理を図り、環境の保全に努める。

### ○干拓地（大中の湖・小中の湖）ならびに西の湖の環境の保全

- ・内湖に突き出た城郭としての景観を守るため、現況の耕作地の維持に努め、田園景観の保全に努める。
- ・安土山周辺の内湖のうちで唯一現存する西の湖の環境の保全に努める。

### ○安土城南面の環境の保全

- ・県道2号線バイパス開通後の整備においても著しく環境を損なわないようにする。
- ・県道2号線バイパス沿いに「道の駅」等、交流の拠点整備を図る場合は、JRからの車窓、安土城からの眺望等に配慮することとする。
- ・南面はきぬがさ山までの眺望を考慮し、現況の住宅地が拡大していくようなことがないようにする。
- ・安土山、織山等の山腹の緑地の保全を図る。

### ○信長時代に眺めることができた視点の保全

- ・安土城下町からのビュー～浄厳院・セミナリヨ跡



安土山周辺のビューポイント

- ・安土城正面からのビュー～南面外堀跡
- ・内湖からのビュー～西の湖サイクリングロード、伊庭内湖
- ・安土城と城下町全体を眺められるビュー～織山三角点下部
- ・安土城からのビュー～天主から琵琶湖を望む 摠見寺から西の湖を望む

## 6. 指定地の周辺地域の歴史的環境を構成する諸要素の現状変更の取扱方針

特別史跡安土城跡の周辺地域は、埋蔵文化財包蔵地をはじめとして、各種法規制によって保護が図られている。現状変更の取扱いにあたっては、これら法規制を遵守し、安土城周辺の歴史的環境の保全に努めるものとする。

## 7. 追加指定・公有化

### (1) 追加指定の方針

特別史跡安土城跡の追加指定は、城跡の本質的価値を有する遺構等が新たに発見された場合は適切に対処するものとし、当面は県道2号線バイパス付け替えに伴い、旧県道沿いの指定地外に開発行為が入る恐れがあることから、安土城旧外堀（現在の五反田川）南端までを追加指定するよう取り組むものとする。

### (2) 公有化

#### ① 公有化の方針

特別史跡安土城跡のほとんどが民有地である。最大の土地所有者である宗教法人摠見寺のほか個人住宅・耕作地、宗教施設等がある。公有化にあたっては所有者等の意向を尊重し、十分な協議、調整の下に行うものとする。

公有化の目的としては、「現状変更等の規制による補償的措置としての公有化」「保存管理、整備活用の公有化」がある。特に、「保存管理、整備活用の公有化」においては、整備後の維持管理を含めて十分な計画を図るものとする。

#### ② 公有化の優先度

主要遺構がある摠見寺所有地は、最も公有化が望ましい区域として位置づけられるが、摠見寺土地所有の経緯から、摠見寺側からの要望があるまでは、現所有形態を継続するものとする。

現県道2号線のバイパス工事後の南面環境整備を実施するにあたり、内堀周辺、下街道（現県道2号線）周辺の公有化を最優先する必要がある。

また、搦手口の一部を滋賀県と東近江市が公有地化しているが、将来搦手道からの入山も想定して、さらなる公有化を図る必要がある。

#### ③ 公有化の分担

地域自治体が所有者・管理者となることが望ましいことから、公有化用地が複数市町にまたがる場合や財政上困難な場合は別として基本的には地元市町が所有者となっている。

近江八幡市・東近江市・滋賀県が連携して公有化を図ることが好ましい。

※地区別公有化分担

- 1) 遺構集中地区・2) 遺構分散地区＝滋賀県
- 3) 旧内湖隣接地区（きぬがさ城東区）＝東近江市
- 3) 旧内湖隣接地区（北原自治区）＝近江八幡市
- 4) 内堀・城下町・下街道接点地区＝近江八幡市

